

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

今般、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）が改正され、マイクロチップを装着した犬及び猫の所有者情報等について、環境省指定登録機関（日本獣医師会）への登録等が義務化された。

これにより、環境省指定登録機関への登録等の申請を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の登録等の申請とみなし、装着したマイクロチップを同法に定める「犬の鑑札」とみなす運用が可能になった。

板橋区においても、当該運用を実施するため、現在定めている犬の登録手続に係る手数料について、改正等する必要がある。

2 改正概要

- (1) 犬の登録手数料を徴収しない場合として、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定が適用される場合（マイクロチップを装着した犬について、環境省指定登録機関への登録（以下「マイクロチップによる登録」という。）が行われ、当該マイクロチップが鑑札とみなされた場合）を加える（別表30の項関係）。
- (2) 動物愛護管理法第39条の7第6項の規定に基づく場合（マイクロチップによる登録をされた犬から当該マイクロチップが取り除かれた場合）に交付する犬の鑑札に係る手数料を追加する（別表30の2の項関係）。

3 施行期日

公布の日